

## 公共施設及び公共建築物に関する「都市景観ガイドライン」の作成について

### 1 目的

「明石市都市景観形成基本計画」において、景観まちづくりを推進するにあたり、行政による先導的な景観整備が、市民・事業者を誘導することとしている。

そのため、地域の景観を創出する大きな要素である道路・公園・海岸等を中心とした「公共施設」及び「公共建築物」の整備が明石らしい個性豊かで美しい都市景観をリードすることを目的とした「都市景観ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）を作成する。

### 2 ガイドライン概要

本市が策定した現行の「公共空間デザインマニュアル（平成6年8月）」及び「建築物デザインマニュアル（平成8年3月）」に基づいて、「景観形成ガイドライン（国土交通省）」や「公共施設景観指針（兵庫県）」とも整合を図りながら、基本的な考え方、共通事項、施設別・エリア別の指針や配慮事項を、事例写真やイラストなどでわかりやすく示すものとする。

- (1) ガイドライン作成の目的、基本的な考え方
- (2) 適用範囲
- (3) 共通事項（地域特性を考慮、周辺環境との調和、連続性の確保など）
- (4) 施設別ガイドライン（道路、駅前広場、公園・緑地、海岸、公共建築物など）
- (5) エリア別ガイドライン（推進地区など）
- (6) 運用

### 3 実施体制

道路・公園・海岸等「公共施設」や「公共建築物」の整備を担当する部署の係長級職員によるワーキンググループ（以下、「WG」）により、直接的に整備を行う目線に沿ったガイドラインを作成する。都市景観における専門家にWGにおいて適宜指導・助言をいただく。

### 4 作成スケジュール

内容	時期		平成25年							平成26年		
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
適用範囲の決定		■										
WGによる検討		●		→●	→●	→●	→●				→●	
都市景観審議会での報告												
庁内周知												■

### 5 活用方法

公共施設等の整備を担当する部署に対して、説明会の開催や庁内掲示板への掲載などにより、対象施設について、ガイドラインに基づいた施設整備を誘導する。なお、特に景観上大きな影響を与える重要な公共施設等については、「明石市都市景観アドバイス会議」により専門的な助言をいただく。

また、広報あかしや明石市ホームページに掲載することにより、広く市民や事業者に対してもガイドラインについての周知を行う。市民や事業者の建築物に対する活用方法などについては、今後検討を要する。